

口座振替

口座振替とは、あなたに代わって金融機関が、市税を納期毎に、あなたが指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度で、納期のたびに金融機関などへ出かける手間が省けて大変便利です。

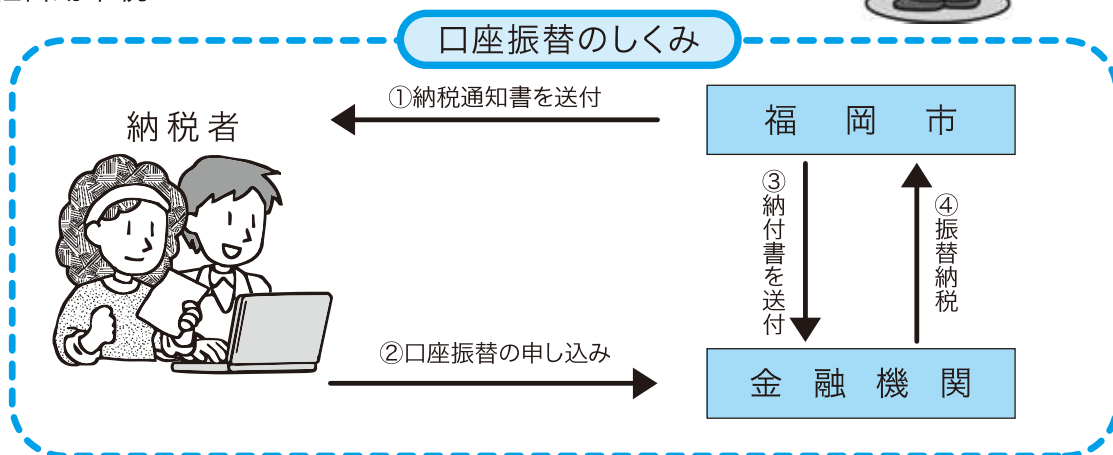
一度手続きをされますと、翌年度以降は自動的に更新されます。

ただし、固定資産税・都市計画税の共有者が変更になったり、相続等により所有者が変更になったりした場合等には、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

また、概ね5年以上継続して口座振替の実績がなかった場合や、預金者の都合により数回に渡り振り替えが出来なかった場合は納付書で納付していただくように変更となりますのでご注意ください。

利用できる市税

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)
- 軽自動車税



取扱収納機関と預貯金の種類

● 収納機関

P67に記載の1～3、5の収納機関、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、佐賀共栄銀行、りそな銀行、全国のゆうちょ銀行、楽天銀行、PayPay銀行(楽天銀行とPayPay銀行は、インターネットからの申し込みに限ります。)

● 預貯金の種類

・郵便貯金(通常貯金) ・普通預金 ・当座預金 ・納税準備預金

振替日(口座から引き落とす日)

納期の末日(休日の時は翌開庁日)です。

なお、振替日に預貯金残高が不足していますと振り替えができませんので、納期月には、指定された預貯金口座等の残高にご注意ください。(後日、再振替を行うことはできません。)

お申し込み方法

おすすめ

①市税インターネット口座振替受付サービス

ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用してお申し込みができます。紙による書類の作成や届出印の押印が不要で、窓口持参の手間を省くことができます。

＜インターネットでお申し込み可能な金融機関＞

福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行、佐賀銀行、筑邦銀行、十八親和銀行、北九州銀行、宮崎銀行、広島銀行、伊予銀行、大分銀行、百十四銀行、鹿児島銀行、肥後銀行、楽天銀行、PayPay銀行

※詳細は福岡市ホームページまたは右記二次元コードをご参照ください。



福岡市 インターネット口座振替

検索

②金融機関の窓口でお申し込み

口座振替依頼書をお送りいたしますので、福岡市税収納管理センター（電話：092-292-2093）にご連絡ください。また、区役所納税課窓口等でも交付しております。

口座振込依頼書・納税通知書・通帳・金融機関お届け印をご持参のうえ金融機関窓口にてお申込みください。

※口座振替可能な金融機関等についてはP70をご覧ください。

福岡市ホームページまたは右記二次元コードからもご参照いただけます。



福岡市 納付方法

検索

なお、金融機関へのお申し込みから振替開始までの手続きには約1ヶ月を要します。ご希望の取り扱い開始時期（納期限日）の1ヶ月前までを目安にお手続きください。

領収証書など

- 口座振替により納付された場合、領収証書は発行されません。

口座振替の結果については、預貯金通帳への記帳によりご確認ください。

※事業の用に供する資産にかかる固定資産税を確定申告で必要経費に算入される場合は、**納税通知書をご利用いただけます。**

- 軽自動車税について

令和7年4月に軽自動車税納付確認システム（軽JNK S）の対象車両が拡大されたことにより、車検が必要なすべての車両（三輪、四輪の軽自動車および二輪の小型自動車）の納付情報を、軽自動車検査協会・運輸支局等がオンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

そのため、これまで送付していた軽自動車税（継続検査用）納税証明書は令和7年度から全ての車両について送付しておりません。

納付後すぐに継続検査を受けられる場合等、継続検査用納税証明書が必要な方は、無料で交付いたしますので、納付が確認できるものをご用意のうえ、オンライン、税証明書発行窓口等で証明書を申請ください。（詳しくはP75をご覧ください。）

お問い合わせ先（口座振替関係）

福岡市税収納管理センター（TEL：292-2093 FAX：292-4112）